一般社団法人茨城県バスケットボール協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人茨城県バスケットボール協会と称し、Ibaraki Basketball Association あるいは IBA と標記する。

(目 的)

第2条 当法人は、茨城県におけるバスケットボール競技団体を統括し、かつ、これを代表する団体として、バスケットボール競技の普及・振興と競技力の向上を図り、もって県民の生涯にわたるスポーツ活動の推進と発展に寄与することを目的とするために、次の事業を行う。

- (1) バスケットボールの普及・振興のための事業
- (2) バスケットボールの競技力向上のための事業
- (3) バスケットボールに関する技術の調査研究
- (4) バスケットボール指導者・審判員の育成と養成
- (5) バスケットボールに関する大会及び競技会を開催し、各種大会・競技会の後援
- (6) バスケットボールに関する記録の編集及び情報の収集と提供
- (7) バスケットボールに関する功労者・優秀選手等の表彰
- (8) 公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「日本協会」という)との相互連携
- (9) 公益財団法人茨城県体育協会との相互連携
- (10) 各種スポーツイベントの企画,立案,制作,運営
- (11) その他、前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機 関)

- 第5条 当法人は、当法人の機関としては社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。
 - 2 当法人は、代議員制を採用し、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という) 第 11 条第 1 項第 5 号に規定する「社員」とし、代議員会をもって 一般法人法第 35 条以下に規定する「社員総会」とする。

第2章 社員及び会員等

(社員の資格)

- 第6条 当法人の構成員は次のとおりとし、代議員をもって一般法人法の社員とする。
 - (1) 代議員 本定款の規定に基づき会員の中から選挙により選出された者。

- (2) 会 員 理事会において、競技者登録が認められ、当法人の加盟団体である次の連盟及び地 区協会に所属するもの。ただし、会員は代議員の選出母体であって社員には含まれ ないものである。
 - ① 連 盟 全県的に組織されたバスケットボールの競技団体であって次の団体をいう。

実業団連盟

クラブ連盟

家庭婦人連盟

学生連盟 (含専門学校・高専) 高等学校体育連盟

中学生連盟 ミニバスケットボール連盟 Bリーグ

- ② 地区協会 地域を代表するバスケットボール協会であって次のとおりとする。 市町村地域を統括する市町村バスケットボール協会, 市町村バスケットボール 連盟。
- 2 連盟及び地区協会の組織構成は当法人が別に規定するものによるものとする。

(当法人と連盟及び地区協会の役割)

第7条 当法人は、地区協会の支援・サポートのもと事業を発展させ、地区協会と連携しながら各連盟 の事業の育成と指導を掌る。

(代議員の職務)

第8条 代議員は、代議員会(第5条第2項に規定するとおり代議員会をもって一般法人法の社員総会 とする) を組織して,一般法人法及び本定款に定める事項を行う。

(代議員の選出)

- 第9条 代議員は、加盟団体に所属する会員の中から選挙により選出するとともに学識経験者を若干名 置く。
 - 前項の選挙においては、会員は等しく選挙権及び被選挙権を有し、理事及び理事会は、代議員 を選出する権限を有しない。
 - 3 選出すべき代議員の数は、加盟団体の規模・構成員等により次のとおりとする。
 - (1) 地区協会 各1名 (市町村協会・市町村連盟)
 - (2) 連盟 連盟ごとに会員たる登録競技者の数を基準として次のとおりとする。

実業団連盟 2名 クラブ連盟 8名 学生連盟 1名 高等学校体育連盟 10名 中学校クラブ連盟 10名 ミニバスケットボール連盟 10名 家庭婦人連盟 1名

- 代議員選挙は、2年に1度、6月に実施するものとする。
- 代議員の選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。 5

(代議員の任期)

- 第 10 条 代議員の任期は、選出後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員 会の終結の時までとする。ただし、任期満了後においても後任者が選出されるまではその職 務を行わなければならない。
 - 2 代議員が代議員会決議取消しの訴え(一般法人法第 266 条第 1 項),解散の訴え(一般法人法 第 268 条),責任追及の訴え(一般法人法第 278 条)及び役員の解任の訴え(一般法人法第 284 条)を提起している場合(一般法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をし ている場合を含む)には,前項本文の規定にかかわらず,当該訴訟が終結するまでの間,当該 代議員はなお一般法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし,当該代議員は,役員 の選任及び解任(一般法人法第 63 条及び第 70 条)並びに定款変更(一般法人法第 146 条) についての議決権は有しないものとする。
 - 3 任期満了前に退任した代議員の補欠として選出された者の任期は,前任者の任期の残存期間 と同一とする。
 - 4 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

(補欠代議員の予選)

- 第 11 条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えてあらかじめ補欠の代議員を選出することができる。この場合の代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一と する。
 - 2 補欠の代議員を予選する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選出した場合にあっては、当該2人以上の代議員) につき2人以上の補欠の代議員を選出するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
 - 3 第1項の補欠代議員の予選に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

(退 社)

- 第12条 代議員は、次に掲げる事由によって退社する。
 - ① 代議員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。なお、この場合、既に支払った会費の払戻しはしない。
 - ② 死亡
 - ③ 総社員(総代議員)の同意
 - ④ 除名

(代議員の除名)

第 13 条 当法人は、代議員が吹に掲げる行為をした場合には代議員会の決議によって除名することができる。この場合は、一般法人法第 30 条及び第 49 条第 2 項第 1 号の定めるところによるも

のとする。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に違反する行為があったとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(新たな加盟団体になるための手続き)

第14条 第6条に規定する連盟・地区協会以外に当法人の趣旨に賛同し、新たに加盟団体になろうとするものは、当法人に所定の申込書を提出し、理事会において理事の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の議決により加盟団体となることができる。加盟団体は、当法人が別に定める加盟団体に関する規定を守らなければならない。

(入会 (チーム加盟・競技者登録))

- 第 15 条 当法人及び加盟団体の実施する事業に参加しようとするチーム及び競技者は、当法人に所定の申込書を提出してチーム加盟及び競技者登録をしなければならない。この手続きを経たもののうち競技者登録をしたもの(個人)を第 6 条に規定する当法人の会員とする。
 - 2 競技者登録により入会するに際しては、チームを結成し、その構成員の種別によりチームと して第6条のいずれかの連盟に加盟しなければならない。
 - 3 チーム及び登録競技者は、加盟・登録に関する規定を守らなければならない。
 - 4 チーム及び登録競技者は、別に定めるチーム加盟料及び競技者登録料を毎年度納入しなければならない。
 - 5 チームを構成する人数その他チームに関する事項は当法人が別に規定する基準に従うものといする。

(会員の権利)

- 第 16 条 社員でない会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人 に対して行使することができる。
 - (1) 一般法人法第14条第2項に定める権利(定款の閲覧等)
 - (2) 一般法人法第32条第2項に定める権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 一般法人法第50条第6項に定める権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
 - (4) 一般法人法第52条第5項に定める権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
 - (5) 一般法人法第57条第4項に定める権利(社員総会の議事録の閲覧等)
 - (6) 一般法人法第 129 条第 3 項に定める権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 一般法人法第229条第2項に定める権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等
 - (8) 一般法人法第 246 条第 3 項,第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項に定める利(合併契約等の閲覧等)

(経費の支払義務)

第 17 条 会員及び社員(代議員)は、代議員会の定める額の会費を支払わなければならない。本条の 会費は、一般法人法第 27 条に規定する経費とする。 (社員名簿)

- 第 18 条 当法人は、会員又は代議員の氏名及び住所を記載した「会員・社員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員・社員名簿」をもって一般法人法第 31 条に規定する社員名簿とする。
 - 2 当法人の会員及び社員に対する通知又は催告は、「会員・社員名簿」に記載した住所又は会員 又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(加盟団体の退会)

第 19 条 加盟団体が当法人から退会するには、理由書を付して当法人に所定の退会届を提出し、理事会において理事の 3 分の 2 以上が出席しその 3 分の 2 以上の議決に基づき退会することができる。理事会において議決する前に、その団体から事情を聴取するものとする。

(会員の退会)

第20条 加盟団体を構成するチーム及び会員たる競技者は、いつでも退会することができる。ただし、 退会は原則1ヶ月前までに当法人及び加盟団体に予告するものとする。

(会員及び加盟団体の除名)

- 第21条 当法人は、会員(登録競技者)が次に掲げる行為をした場合には代議員会の決議によって除 名することができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めると ころによるものとする。
 - (1) 本定款その他の規則に違反したとき
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に違反する行為があったとき
 - (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき
 - 2 当法人は、加盟団体及びチームが前項に掲げる行為をした場合は代議員会の決議によって除 名することができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めると ころによるものとする。

(会員資格の喪失)

- 第 22 条 前 2 条の場合のほか、会員(登録競技者)は、次のいずれかに該当するに至ったときはその 資格を喪失する。
 - (1) 会費の納入が継続してなかったとき
 - (2) 総会員が同意したとき
 - (3) 当該会員が死亡し、会員の所属するチームが解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第23条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を 失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
 - 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品はこれ

を返還しない。

第3章 社員総会(代議員会)

(種類)

第24条 当法人の代議員会は定時代議員会及び臨時代議員会の2種とする。

(構成)

- 第25条 代議員会は、代議員をもって構成する。
 - 2 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(権限)

- 第26条 代議員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
 - (2) 加盟団体及び会員の除名
 - (3) 役員の選任及び解任
 - (4) 役員の報酬の額又はその規定
 - (5) 各事業年度の決算報告
 - (6) 定款の変更
 - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (8) 解散
 - (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
 - (10) 理事会において代議員会に付議した事項
 - (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
 - 2 代議員会は、理事会の諮問に応じ、また、会長に対し必要と認められる事項について助言する。

(開催)

第27条 定時代議員会は,毎年1回,毎事業年度終了後2か月以内に開催する。臨時代議員会は,必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第 28 条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 招集通知は、一般法人法に別段の定めがある場合を除き、会日の 1 週間前までにすべての代 議員に対し書面にて発する。ただし、すべての代議員の同意がある場合には、書面又は電子的 方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第29条 代議員会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その代議員会において、出席した代議員の中から議長を選出する。

(決議)

- 第30条 代議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、代議員の半数以上であって、代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 加盟団体及び会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第35条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第 31 条 代議員会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議決、報告の省略)

- 第32条 理事又は代議員が、代議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その 提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、そ の提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。
 - 2 理事が代議員の全員に対し、代議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項 を代議員会に報告することを要しないことについて、代議員の全員が書面又は電磁的記録に より同意の意思表示をしたときは、その事項の代議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第33条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(代議員会規則)

第34条 代議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、代議員会において定める代議員会規則による。

第4章 理事,監事及び代表理事

(役員の設置等)

- 第35条 当法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 35 名以内

- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、2 名以内を副会長、1 名を専務理事、4 名以内を常務理事とすることができる。
- 3 理事のうち会長,副会長,専務理事,常務理事をもって,一般法人法第9条第1項第2号の業 務執行理事とする。

(理事及び監事の資格)

- 第36条 当法人の理事及び監事は、当法人の会員の中から選任する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、総代議員の議決権の過半数の同意により、会員以外の者から選任することができる。

(選任等)

- 第37条 理事及び監事は、代議員会の決議によって選任する。
 - 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
 - 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
 - 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 5 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

- 第38条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 2 副会長は、会長を補佐する。
 - 3 専務理事は、当法人の業務を執行する。
 - 4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

- 第39条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況 の調査をすることができる。
 - 3 監事は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表、損益計算書及びこれらの附属明 細書並びに財産目録及びキャッシュフロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。
 - 4 監事は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に 関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは,当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的 記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び監事の任期)

- 第 40 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。
 - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会 の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第 35 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を 有する。

(解 任)

第 41 条 役員及び監事は、代議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第42条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、代議員会において 別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、代議員会決議を経て報酬、賞与その 他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)として 支給することができる。

(取引の制限)

- 第 43 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事 会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその 理事との利益が相反する取引
 - 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、第54条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除等)

- 第44条 当法人は、役員及び監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - 2 当法人は、外部役員及び監事との間で、一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法 令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第5章 理事会

(構成)

第45条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第46条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 代議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定,変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長, 副会長, 専務理事及び常務理事の選定及び解職
 - 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置,変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の 適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 第45条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

- 第47条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
 - 2 通常理事会は、毎年概ね6回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

- 第48条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般 法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。
 - 2 会長は、前条第3項第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議 長)

第49条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決 議)

第 50 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事 の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第51条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、 決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと きは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事 が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第52条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第53条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名押印しなければならない。

(理事会規則)

第 54 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第55条 当法人の資産は、次に掲げるものとする。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 資産から生じる収入
 - (3) 加盟団体の会費ならびにチーム加盟料及び競技者登録料
 - (4) 補助金,委託金等
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) 寄付金品
 - (7) その他の収入
 - 2 加盟団体は代議員会の決議を経て別に定める会費を納入しなければならない。

(資産の種類)

- 第56条 当法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。
 - 2 基本財産は、次に掲げるものを持って構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中, 基本財産の部に記載された財産

- (2) 基本財産とすることを指定し寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産処分の制限)

第 57 条 基本財産は、これを処分、又は担保に供する事ができない。ただし、当法人の事業遂行上やむ得ない理由があるときは、理事会及び代議員会において、それぞれの 4 分の 3 以上が出席しその 4 分の 3 以上の議決を経てその一部を処分し寸又はその全部を若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

- 第58条 当法人の資産は、会長が当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理し、 その方法は、理事会の議決により別に定める。
 - 2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債に換えて保管しなければならない。

(経費の支出)

第59条 当法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支出する。

(事業計画及び予算)

第60条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し毎事業年度開始前に、理事会の理事の3分の2以上が出席しその3分の2以上の議決及び代議員会の同意を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。当法人が公益社団法人及び財団法人の認定に関する法律(以下「公益認定法」という)の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第61条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の 監査を受け、理事会の理事の3分の2以上が出席しその3分の2以上の議決を経て、定時代 議員会に報告(第2号及び第5号の書類を除く)しなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) キャッシュフロー計算書

- 2 前項第3号,第4号,第6号及び第7号の書類については,「一般法人法施行規則 第48条に 定める要件に該当しない場合には,定時社員総会への報告に代えて,定時代議員会の承認を受け なければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 当法人の収支決算に剰余金がある場合は、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、または、翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第62条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び代議員会において、それぞれの4分の3以上が出席しその議決権の4分の3以上の議決を経ければならない。

(事業年度)

第63条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる年1期とする。

第7章 名誉会長,顧問,参与及び事務局

(名誉会長, 顧問, 参与及び事務局)

- 第64条 当法人に、名誉会長、顧問、参与若干名を置くことができる。
 - 2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会で任期を定めて選定し会長が任命する。
 - 3 名誉会長,顧問及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うにために要する費用を支出することができる。
 - 4 名誉会長及び顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
 - 5 参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べることができる。
 - 6 顧問及び参与は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

- 第65条 当法人の事務を処理するために事務局を設け、必要な職員をおくことができる。
 - 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 部会・専門委員会

(部会・専門委員会)

第66条 当法人の事業遂行上必要あるときは、理事会の議決を経て部会・専門委員会をおくことができる。

2 部会・専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会で別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第67条 この定款は、社員総会において、代議員の半数以上であって、代議員の議決権の4分の3以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。
 - 2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。(解散) 第68条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、代議員会において、代議員の半数以上であって、代議員の議決権の4分の3以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第69条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益認定法第 5条第1項第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体又は当法人と類似の目的を有す る公益団体に寄附するものとする。

第10章 附則

(委 任)

第70条 当法人の運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、代議員会及び理事会の議決により別に定める。

(最初の事業年度)

第71条 当法人の設立初年度の事業年度は当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時の事業計画及び収支予算)

第72条 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は第61条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(設立時社員)

第73条 当法人の設立時社員は以下の通りとする。

設立時社員 氏名 薄井 宏美

住所 茨城県東茨城郡茨城町上石崎 135-7

設立時社員 氏名 宮田 宗典

住所 茨城県牛久市さくら台 1-27-18

設立時社員 氏名 永井 昭夫

住所 茨城県常陸太田市寿町 500-1

設立時社員 氏名 西野 幸伸

住所 茨城県牛久市上柏田 4-1-3

(設立時役員及び任期)

第74条 当法人の設立時役員は,第35条の規定にかかわらず,以下の通りとし,役員の任期は,第41条の規定にかかわらず,初年度に関する代議員会の終結の時までとする。

代表理事 (会長)

氏名 薄井 宏美

住所 茨城県東茨城郡茨城町上石崎 135-7

理 事 氏名 宮田 宗典

住所 茨城県牛久市さくら台 1-27-18

理 事 氏名 永井 昭夫

住所 茨城県常陸太田市寿町 500-1

監事 氏名 西野 幸伸

住所 茨城県牛久市上柏田 4-1-3

(法令の準拠)

第75条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法、その他の法令による。

以上,一般社団法人茨城県バスケットボール協会を設立のため,設立時社員薄井宏美外3名の定款作成代理人である司法書士 大曽根 佑一 は,電磁的記録である本定款を作成し,電子署名する。

平成27年 月 日

設立時社員 茨城県東茨城郡茨城町上石崎135番地7

薄井宏美

設立時社員 茨城県牛久市さくら台一丁目27番18号

宮田宗典

設立時社員 茨城県常陸太田市寿町500番地1

永井昭夫

設立時社員 茨城県牛久市上柏田四丁目1番3号

西野幸伸

上記設立時社員4名の定款作成代理人 茨城県鹿嶋市鉢形1084番地22 司法書士 大曽根 佑一